

総合保健福祉施設の愛称募集（案）について

和束町総合保健福祉施設愛称募集要項（案）

1.目的

役場庁舎隣接地に整備中の「和束町総合保健福祉施設」は庁舎（福祉課）、社会福祉センター、診療所、保健センターを複合化した施設です。皆様に愛着をもって利用していただけるよう、施設全体をイメージした親しみやすく、誰もが分かりやすい愛称を募集します。

2.募集内容

「和束町総合保健福祉施設」の愛称募集

3.募集期間

令和6年4月15日（月）～令和6年5月15日（水）（必着）

4.応募資格

和束町にお住まいの方（和束町職員、和束町議会議員は除く）

5.応募要件

- ・和束町民に親しまれる呼びやすく、分かりやすいもの
- ・自作、未発表のもの
- ・他の著作物への使用や模倣をしていないもの
- ・お一人様1点まで

6.応募方法

- ・所定の応募用紙に必要事項を記載して郵送（当日の消印有効）または総合施設整備課へ持参
- ・FAXにより所定の応募用紙を送信（FAX：0774-78-2799）
- ・メールに所定の応募用紙を添付し送信（メール：shisetsu@town.wazuka.lg.jp）
- ・公共施設窓口に設置している応募箱に投函

7.周知方法

- ・町ホームページ、チラシの全戸配布、公共施設窓口への配架 等

8.選考方法

- ・応募していただいた愛称案の中から、多数票ではなく、よりふさわしいと思われる愛称を和東町総合保健福祉施設建設委員会により 1 点を選定し決定します。

9.発表・賞品

- ・賞品：①採用作品 1 点に図書カード 3 万円分を進呈
*同じ愛称に複数の応募者があった場合は、均等に配分します。
②全応募者の中から抽選で 10 名に図書カード 1 千円分を進呈
- ・発表：6 月下旬に採用者に直接通知する他、和東町ホームページで採用愛称、応募者の氏名を発表します。
- ・その他：選考結果に対する問合せについては応じません。

10.注意事項

- ・採用された愛称に関する一切の権利は和東町に帰属します。
- ・応募者の個人情報には愛称募集に関する業務以外には使用しません。
- ・応募に係る費用は応募者の負担とし、応募作品の返却はできません。
- ・作品の採用にあたって、応募者の了承を得ずに修正を加える場合があります。
- ・採用された愛称に複数の応募者があった場合は、当該応募者の全員を愛称考案者とします。

11.応募・問合せ先

〒619-1295 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2

和東町役場 総合施設整備課 宛て

電話：0774-34-0375 FAX：0774-78-2799

メール：shisetsu@town.wazuka.lg.jp

和束町総合保健福祉施設愛称募集要項の細部要領（案）

（目的）

「和束町総合保健福祉施設愛称募集要項」に定められていない事項について細部要領を定め、円滑な募集・選考が行われることを目的とする。

I. 募集に関する事項

1. 募集箇所等

(1) 応募箱の設置箇所は以下のとおりとする。なお、投函された応募用紙は、定期的に総合施設整備課が回収するものとする。

- ① 役場庁舎・玄関（施設模型展示箇所付近）
- ② 役場庁舎・総合施設整備課
- ③ 国保診療所
- ④ 人権ふれあいセンター
- ⑤ 老人福祉センター
- ⑥ 体験交流センター図書室

(2) 公募にあたって、町内中学校に応募を働きかけることとする。

2. 応募方法

応募しようとする者は、所定の用紙に次に掲げる必要事項を記入の上、申し込むものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 電話番号
- (5) 施設の愛称
- (6) 愛称の説明・理由

II. 採用作品の選考に関する事項

1. 選考者

和束町総合保健福祉施設建設委員会（以下、「委員会」とする。）は、次に定める選考基準及び選考方法により愛称を選考する。

2. 選考基準

愛称の選考基準は、次のとおりとする。ただし、総合保健福祉施設建設委員会委員長（以下、「委員長」とする。）が特に必要と認める場合は、選考基準を追加することができる。

- (1) 「和束町総合保健福祉施設」の用途や特徴がイメージできる愛称であること。
- (2) 多くの町民が「親しみがもてる」、「読みやすい」及び「わかりやすい」と思える愛称であること。
- (3) 愛称の説明・理由を考慮すること。
- (4) 愛称が原則として10文字以内であること。

3. 選考方法

- (1) 総合施設整備課は、応募作品を取りまとめ、設計者と共同で、施設のイメージとの調和性等を考慮の上整理した「応募作品一覧」を作成する。
- (2) 委員会は「応募作品一覧」について協議し、最終的に採用作品1つを選考する。
- (3) 委員会の中で意見が分かれた場合は、多数決で決定する。多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定する。
- (4) 作品は適宜委員会により補作を行うことができる。

(5) 公正を期すため、応募者名等は伏せた上で選考を行う。

Ⅲ. 賞品の当選者の抽選に関する事項

1. 抽選者

委員長は、次に定める抽選方法により賞品の当選者を抽選する。

2. 抽選方法

- (1) 総合施設整備課は、応募者を取りまとめ、応募者1名ごとに作品番号を付した「応募者一覧」を作成する。
- (2) 委員会は「応募者一覧」により、抽選対象者の確認を行う。
- (3) 総合施設整備課は、作品番号が書かれた抽選カードを抽選箱に入れる。
- (4) 委員長は抽選箱から一枚の抽選カードを取り出す。
- (5) 総合施設整備課は、抽選箱から取り出された抽選カードの番号を確認し、応募者一覧から該当する作品番号が付された抽選対象者の氏名、住所等を読み上げ、当選を決定する。ただし、抽選された者が採用作品の応募者であった場合は、当選を無効とする。
- (6) 当選者が10名決定するまで、(4)に戻って繰り返す。

Ⅳ. 採用通知等に関する事項

1. 通知方法

(1) 採用者への通知

採用に関する文書を郵送して通知する。

(2) 賞品の当選者への通知

当選に関する文書を賞品に同封することにより通知する。

2. 賞品の発送

採用者及び抽選の当選者への賞品の発送は、簡易書留郵便にて行う。